

お知らせ

固定資産税・都市計画税の納税通知書を郵送

平成28年1月1日現在、固定資産を所有している方に28年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送します。詳細は同封のお知らせをご覧ください。

5月下旬になっても届かない場合はご連絡ください。

問 資産課税課 ☎ 2998・9068

小児慢性特定疾病医療費の支給継続申請開始

保健所から申請書類が郵送されます。期間内に申請してください。

申請期間 6月15日(水)～7月29日(金)

場 狭山保健所(狭山市稲荷山2丁目16-1/稲荷山公園駅徒歩7分)

申請書類が届かない方はお問い合わせください。なお、医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください。

問 同保健所 ☎ 2954・6212

5月31日(火)は自動車税の納期です

納税通知書は5月6日以降に郵送します。忘れずに納めましょう。

★夜間納税・相談窓口★

◆開設日時
5月2日(月)・31日(火)、6月1日(水)
午後5時15分～8時
納期限のお知らせ
5月31日(火)
▶ 固定資産税・都市計画税(第1期)
▶ 軽自動車税(全期)
問 市役所2階収税課 ☎ 2998・9073

問 自動車税コールセンター
☎ 050・3786・1222

検診申し込みは5月31日(火)まで

保健センター、まちづくりセンターなどで受診する胃・肺・乳がん検診、骨粗しょう症検診、成人歯科検診の申し込み期限は5月31日(火)です。平成28年度版健康ガイドとろざわをご覧ください。お申し込みください。

問 保健センター健康管理課
☎ 2991・1811

合併浄化槽への転換に補助金を支給

次の全てを満たす方

生活排水処理基本計画図に示した浄化槽整備区域内
浄化槽処理水を河川、県道・市道の側溝や水路などへ放流可能な区域、または浄化槽処理水を地下浸透する場合、県と事前協議をしている

人槽区分	最大補助額 (本体工事費+配管費+処分費)
5人槽	54万2千円
7人槽	59万6千円
10人槽	68万6千円

◎予算の範囲内で10基程度を補助します。

◎住居の新築・増改築(人槽変更を必要とする場合)に伴う浄化槽の設置、申請前に着工した工事は補助対象外です。

問 5月10日(火)から市役所5階資源循環推進課 ☎ 2998・9146 に直接

低所得の高齢者に3万円を支給

対象となる可能性のある世帯へ「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)申請書」を郵送しました。郵送で手続きしてください。申請書が届いていない場合は、ご連絡ください。

問 臨時福祉給付金専用ダイヤル
☎ 0120・8550・226

難病患者見舞金

市内在住で、指定難病医療・特定(指定)疾患医療・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方(所沢市重度心身障害福祉・特別障害者・障害児福祉・経過的祝福手当受給者を除く)

見舞金 2万5千円

◎平成27年4月以降は、生涯1回限りの支給です。

問 受給者証、印鑑、金融機関の本支店名・口座番号(20歳以上は本人名義)を市役所1階障害福祉課 ☎ 2998・9116 に直接

被爆者健康手帳をお持ちの方へ入院見舞金などを支給

市内在住の被爆者健康手帳所持者見舞金 3万円(年度1回)

◎葬儀執行者に葬祭費を支給します。

問 市役所1階福祉総務課 ☎ 2998・9113 に直接

重度心身障害福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

重度心身障害福祉手当
11,500円(65歳以上新規申請者は6,500円)

障害児福祉手当
9千円(65歳以上新規申請者は4千円)

特別障害者手当
5千円(65歳以上新規申請者は対象外)

区分	対象	手当月額
A	▶ 身体障害者手帳1級 ▶ 療育手帳A ▶ 障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当(精神障害者も含む)	11,500円(65歳以上新規申請者は6,500円)
B	▶ 身体障害者手帳2級 ▶ 療育手帳A・B	9千円(65歳以上新規申請者は4千円)
C	▶ 精神保健福祉手帳1・2級	5千円(65歳以上新規申請者は対象外)

◎施設入所者、3カ月以上の継続入院者、対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象外です。

問 市役所1階障害福祉課 ☎ 2998・9116 に直接

国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳以上の学生で本人の所得が一定額以下の場合、在学中の国民年金保険料の納付が猶予されます。



猶予期間は、老齢基礎年金の受給に必要な期間に数えられますが、金額には反映されません。年金額を増額するため、過去10年以内であれば保険料を納付(追納)

重症心身障害児の方は、手当月額5千円を障害児福祉手当と併せて受給可

問 次のいずれかの障害がある20歳未満の方

身体障害者手帳1・2級の一部

療育手帳の一部

精神障害者保健福祉手帳1級で常時介護が必要

重度の内部障害、血液疾患などで日常生活が極度に制限される状態

◎施設入所者、障害が支給理由の年金受給者、対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象外です。

手当月額 14,600円(変更になる場合あり)

問 特別障害者手当

問 次のいずれかの障害があり、常時特別な介護が必要な20歳以上の方

身体障害者手帳2級以上の障害

肢体不自由に係る障害の一つにつき身体障害者手帳1級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級

重度の内部障害、血液疾患などで、日常生活上絶対安静

◎施設入所者、3カ月以上の継続入院者、対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象外です。

手当月額 26,830円(変更になる場合あり)

問 市役所1階障害福祉課 ☎ 2998・9116 に直接

平日忙しい方へ! 5月14日(土)・28日(土) 午前8時30分～午後0時30分

休日開庁

場所 市役所・まちづくりセンター(並木を除く)

取り扱い業務	問い合わせ
転入・転出・転居などの手続き、印鑑登録、住民票や戸籍などの証明書	市役所1階市民課 ☎ 2998・9087
国民年金の手続き	同1階市民課 国民年金担当 ☎ 2998・9095
国民健康保険の手続き	同1階国民健康保険課 ☎ 2998・9131
後期高齢者医療制度の相談	同1階国民健康保険課 後期高齢者医療制度担当 ☎ 2998・9218
課税・非課税証明書、納税証明書	市民税課(同1階特設窓口) ☎ 2998・9064
市税・国民健康保険税の納付	収税課(同1階特設窓口) ☎ 2998・9073
納税相談	☎ 2998・9073

※は市役所のみです。業務の詳細は、事前にご確認ください。

できませんが、承認の翌年度から数えて3年度目以降の追納は一定額が加算されます。

申請は年度ごとに必要です。納付の時効を迎えていない期間は、さかのぼって申請できます。

年金手帳、学生証・在学証明書(コピー可)を市役所1階市民課、まちづくりセンター(並木を除く)、サービスコーナー(所沢駅・狭山ヶ丘・小手指)に直接

◎代理人による申請は、代理人の印鑑・本人確認書類が必要です。

問 市民課(国民年金担当) ☎ 2998・9095

成人用肺炎球菌ワクチン予防接種

対象者に案内を郵送しました。市内協力医療機関で接種してください。案内が届かない方はご連絡ください。

助成期限 平成29年3月31日

問 次のいずれかに該当する方

65歳：昭和26年4月2日～27年4月1日生まれ

70歳：昭和21年4月2日～22年4月1日生まれ

75歳：昭和16年4月2日～17年4月1日生まれ

80歳：昭和11年4月2日～12年4月1日生まれ

85歳：昭和6年4月2日～7年4月1日生まれ

90歳：大正15年4月2日～昭和2

5月17日(火)に認知症や介護予防に関するアンケートを対象者へ郵送します。回答結果に基づき、アドバイス表を8月中旬に郵送します。

問 4月1日現在、70歳以上の偶数年齢で、要支援・要介護の認定を受けていない方

問 高齢者支援課 ☎ 2998・9120



熊本地震災害の義援金箱設置

6月30日(木)まで市役所1階総合案内、まちづくりセンターなどに設置しています。ご協力をお願いします。

問 福祉総務課 ☎ 2998・9113